

◎新潟県告示第157号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和8年3月6日

新潟県村上地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川三面川水系三面川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
三面川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
新潟県村上市羽下ヶ淵字稲場下2114番1から新潟県村上市下渡字前川原184番73まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 新潟県村上地域振興局長
住所 村上市田端町6番25号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和8年1月19日から道路の存続する日まで